

浜松市公告第565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成25年7月1日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

複合商業施設

浜松市浜北区中瀬1685番地1 外7筆

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻

小売業者名	変更前	変更後
マックスバリュ東海株式会社	9:00	7:00
株式会社ココカラファイン		9:00
株式会社あかのれん		
未定(書籍)		

(2)来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8:30~0:30

(変更後) 6:30~0:30

3 変更年月日

平成25年8月1日

4 変更する理由

営業時間変更のため

5 届出年月日

平成25年6月24日